

平成28年度

福島県環境審議会 全体会 議事録

(平成28年9月20日)

1 日 時

平成28年9月20日（火）

午後 1時30分 開会

午後 3時25分 閉会

2 場 所

消費生活センター研修室（自治会館1階）

3 議 事

(1) 報告事項

ア 福島県環境基本計画の進行管理（平成28年度版福島県環境白書）
について

イ 福島県環境教育等行動計画の進行管理について

(2) 審議事項

福島県環境基本計画の改訂

4 出席委員

石田順一郎 及川浩幸 河津賢澄 菊池克彦 崎田裕子 清水晶紀
菅井ハルヨ 鈴木秀子 高橋龍之 武田憲子 中野和典 新妻和雄
橋口恭子 馬場孝允 早川正也 細谷寿江 油井妙子 和合アヤ子
渡邊明

5 欠席委員

大迫政浩 高荒智子 山口信也

6 事務局出席職員

尾形生活環境部長

（生活環境総室）

太田生活環境部参事兼生活環境総務課長

半澤生活環境部主幹

関根企画主幹 他

（環境共生総室）

高橋環境共生課総括主幹

荒井環境共生課主幹

三浦環境共生課副課長

田村自然保護課主幹
志田水・大気環境課主幹
(環境保全総室)
富永一般廃棄物課主幹
小池産業廃棄物主幹
阿部中間貯蔵施設等対策室主幹
加藤除染対策課主幹
(危機管理総室) ※危機管理部
酒井原子力安全対策課主幹
小田島放射線監視室副課長

7 内容

(1) 辞令交付

尾形生活環境部長から、平成28年9月1日付けで就任した(任期:平成30年8月31日まで)福島県環境審議会委員に辞令が交付された。

(2) 開会 (司会: 関谷生活環境総務課主任主査)

(3) 挨拶 尾形生活環境部長

(4) 福島県環境審議会の組織体制

ア 会長の選任等について

会長に福島大学共生システム理工学類特任教授 渡邊明委員、会長職務代理者に福島大学共生システム行政政策学類准教授 清水晶紀委員が選任された。

また、渡邊会長(議長)から、議事録署名人として、及川浩幸委員及び橋口恭子委員が指名された。

イ 部会構成について

事務局(関根生活環境部企画主幹)から、資料1-1のとおり、「環境政策及び循環型社会推進等に関すること」を審議する部会として第1部会、「廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること」を審議する部会として第2部会を設置すること、また、資料1-2のとおり、各案件を全体会及び各部会で審議していく予定であることを説明し、了承された。

ウ 所属部会の指名について

渡邊会長が、各部会に所属する委員を指名した。

エ 部会長の選任等について

第1部会長に福島大学共生システム行政政策学類准教授 清水晶紀委員、第1部会長職務代理者に日本大学工学部土木工学科教授 中野和典委員が選任された。

第2部会長に福島大学共生システム理工学類特任教授 河津賢澄委員、第2部会長職務代理者に日本原子力研究開発機構上席嘱託 石田順一郎委員が選任された。

(5) 報告事項

事務局（関根企画主幹）から資料2-1、資料2-2及び資料3により、福島県環境基本計画の進行管理（平成28年度版福島県環境白書）及び福島県環境教育等行動計画の進行管理について説明し、以下の質疑等があった。

【石田委員】

資料2-1の3ページについて、市町村除染において36市町村のうち12市町村は完了したと書いてあるが、残りの24市町村についてはどうなのか。また、国直轄除染についても、完了していない市町村についてはどうなのかを読み取ることができない。除染の全体像について、どこかに記載はあるのか。

【加藤除染対策課主幹】

全体の書きぶりと併せて検討したい。

【関根企画主幹】

参考までに、「資料2-2 統計資料編」の11ページに各市町村の細かい実施状況は記載してある。本文にも大枠が分かるように記載するようにはしたい。

【石田委員】

本編には県民の方が見て分かるようにコンパクトにまとめていただきたい。

【崎田委員】

資料2-1の4、5ページについて、環境創造センターの整備を進めるとの記載があるが、今後の方向性として、もう少し具体的に記載してほしい。環境創造センターは県民の皆様の関心が強いものであると思うので、環境創造センターの研究成果を施策に反映する、世界へ発信する、子どもたちに交流棟を活用してもらおうといったような、キーワードを盛り込んで記載していただきたい。

【三浦環境共生課副課長】

いろいろな取組があるので、どんなキーワードを入れて記載するかどうか

検討していきたい。

【石田委員】

31ページの指標4の注意書き1について、実績値を年度単位で算出することが困難と記載してあるが、報告時期が9月であるため、3月の数値はもう既に出ているのではないか。3月の数値で記載できないのか。

【加藤除染対策課主幹】

こちらの数値についてはある程度固まってきており、3月時点での数値が出せると思うので、「参考値」という書き方は修正する。

【橋口委員】

30ページの指標3について、表が読み取れないのだが、どう読むのか。

【加藤除染対策課主幹】

一番上に年度が記載される。記載ミスである。平成24～27年度の数値が入る。

【早川委員】

31ページの指標5について、年間追加被ばく線量が1 mSvとあるが、資料2-2統計資料編の資料7を見ると毎時0.23 μ Svとして計算したのものとなっている。その旨をこのページにも記載した方が良いのではないか。

また、統計資料編の資料7を地域別に見ると、100%に達していないのが県北と相双だけである。その理由についても記載した方が県民にわかりやすいのではないか。

【加藤除染対策課主幹】

御指摘のあったとおり修正をしたい。

【中野委員】

33ページの関連資料について、保管量が記載されているが、保管量が減っているのが進んでいることなのか、どうかが分からない。

【阿部中間貯蔵等対策室主幹】

焼却灰については、処理が進めば増えていくが、そのほかは処理が進めば減っていく。御指摘あったことを踏まえて修正したい。

【渡邊会長】

年度ごとに書くことは可能か。

【阿部中間貯蔵等対策室主幹】

年度末という時点を決めれば書くことは可能なので検討したい。

【石田委員】

指標について、目標値の定め方が各年定めているものもあれば最終年度だけ定めているものもある。指標の性格として仕方ない部分もあるのかもしれないが、37ページ指標14のように各年の目標値を十分満たしていないものについては、現時点で目標値から大きく乖離してしまったのだから、目標値を見直すということはしないのか。

【関根企画主幹】

指標14については、原発の影響によりなかなか目標値に達していないのが現状である。今回環境基本計画を見直すにあたり、指標についても見直すこととしている。

【石田委員】

指標14に限らず、目標値と実績値が大きく乖離しているものについては指標を見直した方がいいのではないのか。

【渡邊会長】

目標を変えるというのも1つの手かもしれないが、目標達成のためになお一層施策を取り組んで行くことも大切であり、そういうために施策を考えていくことも大切であると考えるので、そういうことも含めて事務局で検討していただきたい。

【崎田委員】

指標の達成状況の評価について、×については原発事故の影響で達成が難しいのか、それとも従来の環境施策として問題があるものなのか、明確に伝わるようにした方がいいのではないのか。

また、63ページの指標56について、原発事故の影響なのか、それとも従来の視点によるものなのか教えていただきたい。

【関根企画主幹】

現在の表記では×の意味合いを伝えきれていない。

【渡邊会長】

どう分けるのかも含めた上で事務局で検討していただけたらと思う。

【太田部参事兼生活環境総務課長】

委員の意見としては、目標が達成していないもの全てについて、環境施策として問題があるのかという視点も盛り込んで分けてほしいということではよろしいか。

【渡邊会長】

県民が自分たちの努力で環境改善できるものであるのか、そうではないのかの指標を分かるようにしてほしいと思う。

【志田水・大気環境課主幹】

指標56については、震災後典型7公害以外の件数が伸びており、雑草や害虫など、震災による心的ストレスによるものが多いと考えられる。

【崎田委員】

震災の影響で致し方ないとは思いますが、きちんと対応していただきたい。

【河津委員】

震災が原因だということが分かるようにはした方がいいと思う。

福島は豊かな自然が大事だと思う。特に尾瀬について、指標57の3校キャンセルがあったと記載があるが、キャンセルがなければ目標値は達成していたのかお聞きしたい。

また、尾瀬の管理について、東京電力は管理をしっかりとやっていくとしているのか。

【田村自然保護課主幹】

尾瀬の福島県部分は国有地、群馬県部分は東京電力の所有地のものである。東京電力は今後とも尾瀬を維持していくと震災後表明があった。

指標57については、台風等の自然災害の影響により、その後も申し込みについては伸びていないことから、3校の人数が加わったとしても目標値に達するという事はない。

【崎田委員】

資料3の11ページ、指標9について、県民と事業者との協働取組が大事であるため、今後とも増えていくような形で施策展開していただきたい。

(6) 諮問事項

事務局（関根企画主幹）から資料4-1、資料4-2、資料4-3及び参考資料4について、環境基本計画の改訂について説明し、以下の質疑等があった。

【加藤除染対策課主幹】

参考資料5の事前質問について、No2の除染についてだが、ここでいう「除染」は放射性物質汚染対処特措法に基づく除染のことであり、生活圏の下水道、森林、田畑は除染に含まれていない。特措法に基づく除染が100%ということには間違いない。

【太田生活環境部参事兼生活環境総務課長】

参考資料5のその他の質問について、No7の福島新エネ社会構想の参考として資料を配付してある。それを基に今後文案を練っていききたい。

その他の質問については、地球温暖化対策推進計画の改訂などのように本計画とリンクさせる必要があるため、各部局各課室と調整しながら文案を作成していききたい。

【早川委員】

資料4-3の除染について、「除染」は特措法に基づくもので、それ以外は違うということだったが、一般の県民からは違いなど分からない。市町村によっては特措法の範囲に入らない側溝汚泥まで行うという所もあり、市町村によっては食い違いがあって困るという声も聞く。「除染」という概念をもう少し明確にする視点が必要ではないか。

【加藤除染対策課主幹】

除染とそれ以外の放射性物質対策の違いが分からないという話はずっともである。この部分をどう書き込むかは難しいところではある。資料4-3の5ページに、「特措法以外の放射性物質の処理が課題となっている」という記載をしてあるので、このような記載を通じて分かりやすくしていきたい。

【早川委員】

「除染の速やかな実施が必要」という言葉が出てきたときに、法律の区分けでどう違うのか県民に理解されるかが疑問。県民は全てをひっくるめて「除染」だと考えているので、「除染とそれ以外」という言葉の使い分けで余計な混乱を引き起こさないよう、記載を注意深く検討してほしい。

【崎田委員】

資料4-3の8ページの福島新エネ社会構想について、方向性は大変素晴らしいが、県民に内容をわかりやすく伝える工夫が必要。実際に、エネルギー庁や東京都の水素推進会議に参加しているが、産業界の思いと市民へのアンケート結果では、データがかなり乖離している。なぜ水素なのか、安全なのか等をきちんと県民に説明する技術を持っていただきたい。

7ページの低炭素社会について、京都議定書の際は産業分野でCO₂削減に必死に取り組んでいたが、今回のパリ協定では、家庭や事業活動の中でどれだけ変化できるかということが強く求められている。文言の修正についてはその辺の視点を強めて記載していただきたい。

9ページの循環型社会の形成について、食品廃棄物、特に生ゴミを減らし、食材をおいしくいただく食品ロス削減を強調する動きが強まっている。今後食品ロスについても関心を強く持っていただきたい。

【太田生活環境部参事兼生活環境総務課長】

まず、食品ロスについては、消費期限内であっても捨てられてしまう食品があることなどが問題となっているので、記載を考えている。

低炭素社会については、実際に、企業努力によってCO₂削減が進んでいる一方、一般家庭での排出量が増えている状況もあるので、現在検討中の地球温暖化対策計画と連携しながら書き込みを行っていきたい。

再生可能エネルギーについても担当部と協力しながら書き込みを考えていきたい。

(7) その他
特になし

(8) 閉会